

2009.10



平成20年度職場体験学習 1
(インターンシップ)
都城工業高等学校 2年生



 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

受入企業：吉原建設株式会社・持永・清永・須賀JV・株式会社桜木組
丸宮・國高・島本JV・はやま建設株式会社
都城地区プレカット事業協同組合・有限会社大協設計企画
株式会社益田設計事務所・都城市役所・大淀開発株式会社
東洋・吉住建設JV・亀元建設株式会社

No. 420

目 次

◇平成21年10月行事予定	1
◇平成21年11月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（9月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第6回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県建設業協会第1回建築委員会 並びに県土整備部との意見交換会を開催	4
3. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について	5
4. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて	7
5. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？	8
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	10
2. 建設教育訓練助成金のご案内	12
◇協同組合	
1. 金融事業のご案内	14
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	15
2. 入札参加資格審査評価において CPDS（継続学習）制度に「10点」の加点	15
◇建 退 共	
1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	18
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	18
◇建 災 防	
1. 平成21年度 宮崎県産業安全衛生大会の開催について	19
2. 宮崎労働局からのお知らせについて	20
◇火薬協会	
1. 火薬類の事故発生状況	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（8月分）	23
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成21年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内	24
2. 平成21年度下水道用管路資器材研修会（宮崎会場）のご案内	28
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間 実施中!!	29

平成21年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			火薬保安講習（延岡）
2	金		小型車両系建設機械特別教育 （3日まで清武）	
3	土			
4	㊤	1級土木施工管理技士実地試験 （福岡）		
5	月			
6	火		地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（8日まで都城）	
7	水			
8	木			
9	金	宮崎県建設業協会青年部連合大会 （宮崎）		知事試験合格者発表
10	土			
11	㊤			
12	月	体育の日		
13	火	九州建設業協会地域・定例懇談会 （大分） 全国技士会企画運営委員会幹事会 （東京）		登録講師研修会（福岡）
14	水		石綿ばく露防止講習会（木花）	
15	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（17日まで清武） 基金企業年金連合会年金実務研修 （東京）	
16	金		基金企業年金連合会九州地方協議 会（福岡） 基金納入告知書発送	
17	土			
18	㊤			
19	月	九州地方建設産業再生協議会（福岡）		
20	火	雇用改善建設現場等見学会 （宮崎農業高校）	足場能力向上教育（木花）	
21	水	東九州自動車道建設促進地方大会 （日向）		
22	木		基金企業年金理事長、企業年金トッ プセミナー（神奈川）	
23	金		高所作業車運転技能講習 （25日まで清武）	火薬保安講習（高鍋）
24	土			
25	㊤	2級土木施工試験（鹿児島）		
26	月		宮崎県産業安全衛生大会（佐土原）	
27	火			
28	水			
29	木			九州各県建設業協同組合研修会 （長崎）
30	金	九州技士会九地整との意見交換会	基金企業年金連合会九州地方協議 会宮崎部会（延岡） 足場能力向上教育（木花）	
31	土			

平成21年11月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火			
4	水	全国建設業協会 全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
5	木	建設業振興基金 都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会担当者会議（東京） 厚生労働省建設雇用改善推進全国会議（東京）	店社安全衛生担当者研修会（木花）	
6	金		建災防全国事務局長会議（東京）	
7	土			
8	㊤			
9	月	現場見学会（日向工業高校）		
10	火		低圧電気取扱い業務特別教育（延岡）	

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（9月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成22年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	宮崎県建設技術センター	HTML
2	九州ブロック 企業の農業参入研修・相談会（福岡会場）	(社)日本アグリビジネスセンター	PDF

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	建設工事等入札参加資格審査に関する要領の一部改正について（新旧対象表含む）	宮 崎 県	PDF
2	経常J V取扱要領の一部改正について（新旧対象表含む）	宮 崎 県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（9月1日～30日）

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	(有)井上産業	代表者	井上和保	井上康典
	(株)仁組建設	代表者	仁田脇利勝	前田孝俊
日 南	(有)荒武組	代表者	吉田喜次	吉田泰隆
都 城	(株)渕脇組	代表者	渕脇照久	山内千里

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
都 城	(株)田中組	田中正信
小 林	(資)若松組	若松震六郎

宮崎県建設業協会

1. 第6回常務理事会を開催

平成21年9月7日（月）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において開会された。冒頭の挨拶として永野会長より「業界の厳しい現状から生き残りをかけて頑張って行かねばならない。また、衆議院議員選挙結果を総括し、自民党の2区江藤 拓氏、3区古川禎久氏が誕生し、1区は苦杯したが上杉・中山あわせれば互角の戦いであった。しかし、民主党の政権が誕生し、今後のあり方を模索しなければならない。」と挨拶された。



議題については次のとおり

(1) 緊急経済対策に伴う公共事業の早期発注要請について

資料に基づいて、渡邊専務理事より、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」は県負担分に充当し、県の6月補正予算で51億円計上したが、九州各県と比較して極端に少ない理由と、「地域活性化・公共投資臨時交付金」で県負担分に充当し9月補正予算で100億円追加計上し、漸く九州各県比肩となったことを説明した。



しかしながら、およそ県全体の7割はカバーしている西日本建設業保証（株）宮崎支店8月末での公共工事動向では、国は34.5%増、市町村5.5%増だが、県工事発注状況においては、前年同期比18%減と遅れている。各地区別に見ると、県工事は宮崎・西都・高鍋・日南・都城・高千穂地区が増加し、東諸・串間・小林・日向・延岡地区が対前年度同期比減少していることを説明した。

説明後、①九州各県の一般競争入札の限度額について ②入札制度のエリアの見直しについて ③自民党県議との意見交換会 ④宮崎県庁 ⑤東国原知事のパーティのあり方 ⑥九地整との意見交換会、要望ができる場として「国土交通部会」の創設など活発な議論がなされた。

(2) 国土交通省九州地方整備局との意見交換会について

開催未定

(3) その他

急遽実施した土木技術者の実態調査結果について報告し、438社79.8%の回答率、1級技士が2,393名、2級技士が1,311名、大工・石工・オペレーター・作業員が2,102名で、50歳代がそれぞれ一番多い状況であることを報告した。

また、地区協会・県協会のあり方について、舗装協会・港湾協会等との合併や県協会会費一本化等、経費の見直しや地区協会の事務体制等のあり方など意見が交わされ終了した。

2. 宮崎県建設業協会第1回建築委員会並びに県土整備部との意見交換会を開催

平成21年9月8日（火）に第1回建築委員会並びに県土整備部営繕課、建築住宅課との意見交換会が、宮崎県建設会館2階「委員会室」において開催された。

建築委員会議題については次のとおり

- (1) 第1回九州建設業協会建築委員会の報告について
 - ① 総合評価入札の評価項目施工実績について：佐賀県提案
 - ② 予定価格の算出根拠について：佐賀県提案
 - ③ 入札期間の短縮について：佐賀県提案
 - ④ 建築施工管理技士における継続学習制度の進展について
：熊本県提案
 - ⑤ 独立行政法人の落札状況について：熊本県提案
 - ⑥ がけに近接する建築物（宮崎県条例）について：宮崎県提案
 - ⑦ 一般競争入札について：鹿児島県提案
 - ⑧ 建築関係の防災協定について：鹿児島県提案
 - ⑨ 民間工事の工事内訳書について：長崎県提案
- (2) 県土整備部との意見交換会に係る事前協議について
 - ① 地域企業育成型の建築一式について
 - ② 建築委員会要望に係る他団体とのスタンスについて
 - ③ その他



意見交換会議題については次のとおり

1. 県からの説明事項
 - 1) 総合評価落札方式等の入札制度関係について
 - ① 公共事業における経済・雇用緊急対策について
 - ② 入札・契約制度改革取組みの背景
 - ③ 本県における具体の取組み
 - ④ 総合評価落札方式の試行
 - 2) 平成21年度営繕関係発注状況について
2. 意見・要望内容
 - 1) 地域企業育成型建築一式のB等級への格上げについて
 - 2) 耐震工事等の建築一式としての実績について
 - 3) 企業の実績としての民間工事について
 - 4) 企業の地域社会貢献度の評価項目に該当する活動等について
 - ① 公共建築物の保全点検活動の実績
 - ② 公共建築物等の災害による被害調査等の支援活動の実績
 - ③ 建築防災活動の実績
 - 5) 国の補正予算事業に係る県・市町村の情報公開の早期対応について
 - 6) がけの取扱いに係る条例の緩和について
 - 7) 市町村工事の参入業者について



出席者（県土整備部）

次長（都市計画・建築担当）	藤原 憲一
営繕課長	川崎 俊一郎
営繕課施設保全対策監	上門 豊生
営繕課副参事兼課長補佐（技術担当）	池袋 宗信
営繕課主幹（計画・保全担当）	中山 道生
建築住宅課課長補佐（建築担当）	上別府 智
建築住宅課主幹（建築指導担当）	川口 孝志

3. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について

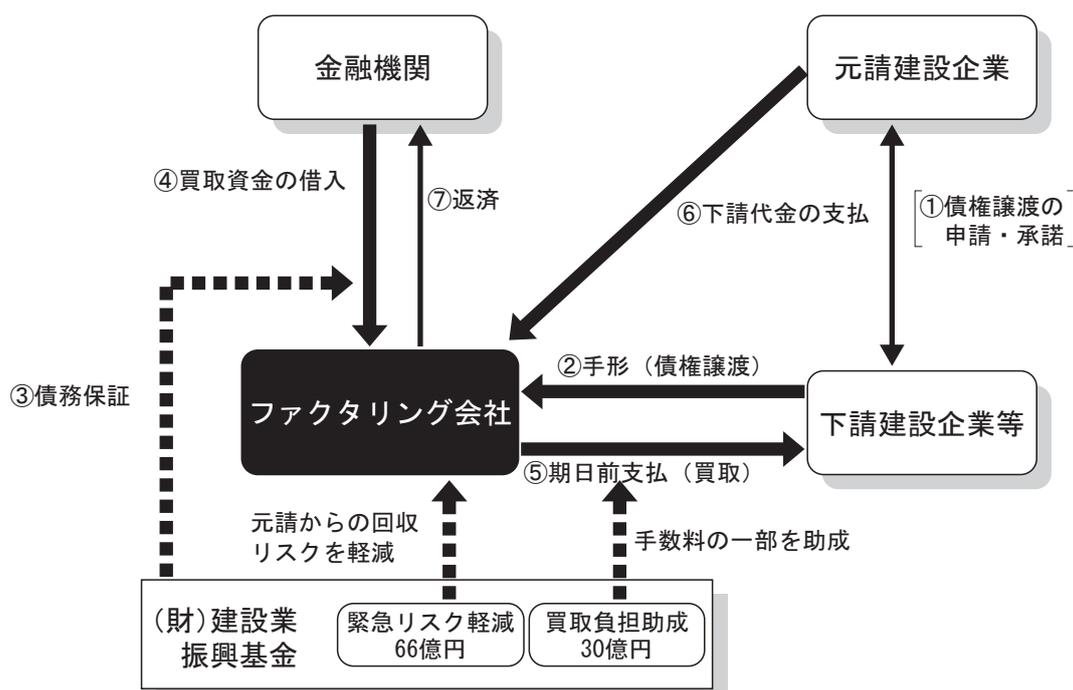
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、債権買取資金を金融機関から借入れる際の債務保証を実施
- 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

事業実施期間	平成21年7月1日～平成23年3月31日													
対象となる債権	元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体）													
債権買取限度額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</td> <td>・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額</td> <td>・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。</td> </tr> <tr> <td>(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額</td> <td>・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。</td> </tr> <tr> <td>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</td> <td>・15%（年率）を上限。</td> </tr> <tr> <td>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）</td> <td>・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲	・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。	(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額	・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。	(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額	・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。	(4) 債権買取の際の設定利率の上限	・15%（年率）を上限。	(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）	・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。	
項目	内容													
(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲	・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。													
(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額	・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。													
(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額	・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。													
(4) 債権買取の際の設定利率の上限	・15%（年率）を上限。													
(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）	・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。													
金利負担助成	買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限）													
損失補償の割合	回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償													
対象となる元請建設企業	①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等													
対象となる一次下請建設企業等	資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社（元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る）													

～お問い合わせ～

下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656

(株)建設総合サービス 06-6543-2843
※ファクタリング事業専用ダイヤル

4. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて

登録企業の皆様用

新しいコリンズ・テクリスの登録システムリリースについて

延期になっておりました新しいコリンズ・テクリスの登録システムのリリースが、このたび平成21年8月18日（火）に決定しました。

システム移行に伴って、8月6日（木）17:00～8月18日（火）9:00の間登録ができなくなります。
詳細については、今後ホームページ等でご案内します。

この資料では、現時点で確定している新しいコリンズ・テクリスの「利用の流れ」を説明します。

利用の流れ

1-1. 現在オンライン登録を利用されている方

平成18年4月1日以降に新しくユーザIDを取得された方、または平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行った方。
※新しいコリンズ・テクリスの利用手続きは不要です。

1-2. 初めてコリンズ・テクリスを利用される方。

※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb利用申込みを行います。

その他の方

1-3. 今までオンライン登録を行ったことがなくコリンズ・テクリスの「FD登録」や「代行サービス」のみをご利用いただいた方。
1-4. 平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行わなかった方。（ユーザID無効企業）
1-5. ログイン・パスワードを忘れた利用責任者。
※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb再利用申込みを行います。

↓ ↓ ↓

2. コリンズ・テクリスにログインし「建設実績情報の作成」を行います。
3. 作成した内容を発注機関の担当者に確認してもらいます。
4. 発注機関の担当者の情報など確認情報を入力します。
5. 利用料金の確認を行い登録します。登録確認後、登録内容確認書をダウンロードし発注機関に提出します。

注1) Web環境の整ってない場合等については、当財団にて代行登録を行います。（赤坂本部のみで受付）

(1)

■利用者権限と利用体制について

1社に1人「利用責任者」を設定していただきます。
利用責任者は、コリンズ・テクリス利用に関して企業を代表していただき、企業内のコリンズ・テクリス利用者管理、企業情報管理、技術者情報管理等を行っていただきます。

【利用責任者】
 ■コリンズ・テクリスを利用する企業内のユーザ「登録者」「作成者」「閲覧者」の設定と管理を行います。
 ■企業情報、技術者情報、事業所情報、請求情報等の企業情報の登録と管理を行います。
 ■コリンズ・テクリス利用に関して登録・作成・閲覧など、全ての利用権限を有します。
 ■財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）との窓口になっていただきます。

【登録者】
 工事・業務の登録用データ（契約・完了登録）を作成できます。コリンズ・テクリスに登録できます。

【作成者】
 工事・業務の登録用データを作成できます。登録はできません。

【閲覧者】
 社内で登録した工事・業務のデータを閲覧できます。

【利用体制の例】

〇〇建設株式会社

本社 企画部：利用責任者 ← 窓口業務(Telメール等) → (財)日本建設情報総合センター(JACIC) コリンズ・テクリスセンター

本社 工事部：登録者 作成者 本社 営業部：閲覧者 関東支店 営業部：閲覧者 土木部：登録者 関西支店 営業部：閲覧者 建築部：登録者 ……

(2)

新しいコリンズ・テクリスの登録システム（補足資料）

■新システムと今までのシステムの違い

	新システム	今までのシステム
システム方式	Webシステム ※Webブラウザを利用します。 利用するパソコンにシステムをインストールする必要はありません。	クライアント/サーバシステム ※利用するパソコンにシステムをインストールします。
認証	ユーザID/パスワード ※今までのシステムのものを利用できます。	ユーザID/パスワード/電子証明書
利用申請（ユーザIDの取得）	社内の利用者は「利用責任者」がシステムに設定します。 ※初めて利用する場合は「Web利用申込み」を行い必要書類（要押印）をJACICに送付します。	「利用申請者」がインターネット利用申請により、インターネットと紙の申請書で必要書類を添付しJACICに申請します。
登録について	【コリンズ】請負金500万円以上2500万円未満の工事でも技術データを登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。（補償コンサルタンも含む）	【コリンズ】技術データは2500万円以上の工事で登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。
登録した実績の検索	各企業では、登録した工事や業務の実績を検索、閲覧することができます。	企業で登録した実績を検索する機能はありません。
発注者への確認	【コリンズ・テクリス】登録のための確認のお願い・登録内容確認書	【コリンズ】・工事カルテ登録機関確認書 ・工事カルテ受領書 【テクリス】・業務カルテ登録機関確認書 ・業務カルテ受領書
利用料金	登録・訂正等の料金は既存システムと同額です。 ※ただし一部の新設機能（自社登録データの複数件ダウンロード等）は別途料金です。	2500万円以上の工事1件の登録は9030円（業務は500万円以上）、訂正料金2940円、2500万円未満の工事1件につき登録は2940円（業務は100万円以上500万円未満）等です。
代行登録	Web環境の整ってない等の場合は、代行登録を行います。 従来のFD登録は、廃止します。 ※申込書は、本部（赤坂）のみで受付ます。	Web環境の整ってない等の場合は、代行人（FD登録）を行っています。

(3)

初めて利用される方

■インターネットに繋がるパソコンを準備してください。
■<http://ct.jacic.or.jp>から「Web利用申込み」を行い、ユーザIDとパスワードを取得してください。ご利用は、8月18日からになります。
(*)テクリスの場合、従来の会社コード、技術者IDでそのまま利用出来ます。

新システムの特徴

■システムをパソコンにインストールする必要はありません。
Web（IE）ブラウザからご利用いただけます。
■現在ご利用されているユーザIDとパスワードでご利用できます。
電子証明書は廃止します。
■受注（契約）登録を旧システムで登録していても、竣工（完了）登録は新システムで登録可能です。

主な新しい機能

■各企業に「利用責任者」を設置し、企業内の利用は全て「利用責任者」に管理していただきます。利用申請をその都度JACICに行う必要はありません。
■コリンズ請負金額500万円以上2500万円未満の工事の技術データが登録できます。テクリスでは100万円以上の業務登録を行うことができます。
■今まで自社が登録した工事や業務の実績を自由に検索できます。
■新たに「企業ID」「建設実績技術者ID」を発行し、企業や技術者を一元管理して、データの品質を向上させます。

問合せ先
財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター
〒107-8416
東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4F
URL : <http://www.ct.jacic.or.jp/>
E-mail : ct7k@jacic.or.jp

(4)

5. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？

平成21年10月1日以降に引き渡される、新築住宅＝戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅（民間、公共とも）は、「保険（住宅瑕疵担保責任保険）への加入」または「保証金の供託」が義務付けられています。

住宅を請負う建設会社、建築士の皆さん 注意してください

- 請負契約の場合は請負主の建設業者に、売買契約の場合は売主の宅建業者に資力確保義務があり、保険に加入するか、保証金を供託しなければなりません。保険は原則として着工前※の申込みであり、保険料は10年分の一括支払です。（次ページ参照）

※特例として、着工後でも非破壊検査等を受ければ保険加入は可能です。ただし、この場合の保険料は通常より高くなります。

詳しくは保険法人にお問い合わせください。

- 下のイラスト（右はし）のような賃貸住宅のケースでは、請負人の建設業者に義務があります。仮に保険に加入せずに、供託を選択した場合は、最初の基準日（平成22年3月31日）までに、所定の金額を供託しなければなりません。

8戸のアパートなら、8戸×200万円+1,800万円＝**3,400万円**

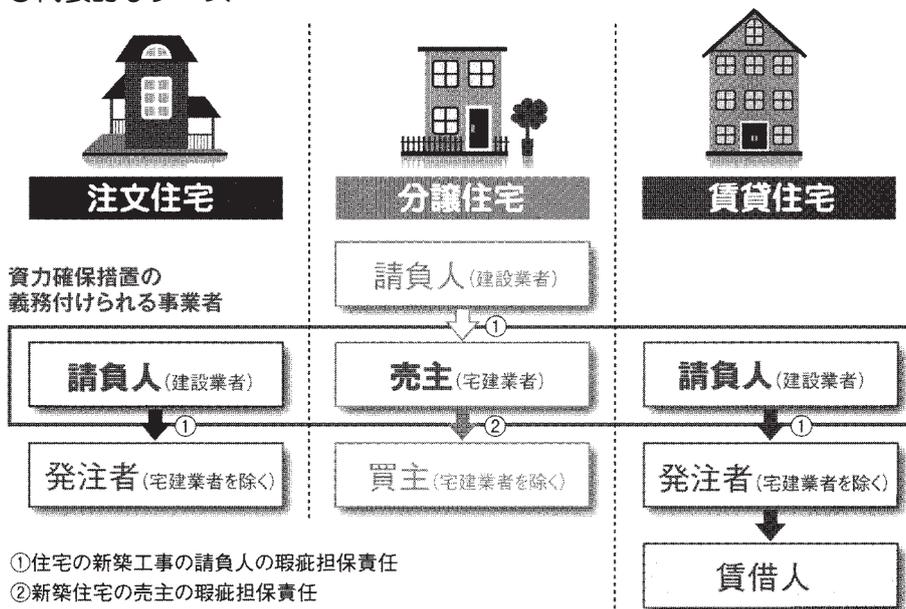
30戸のマンションなら、30戸×80万円+3,000万円＝**5,400万円**になります。

（詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください）

- 保険加入や保証金の供託を行わなかった場合には、基準日（毎年3月31日と9月30日）の翌日から50日を経過した後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなります。違反すると、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、又はその両方に処せられます。さらに、建設業法や宅建業法による監督処分もあります。

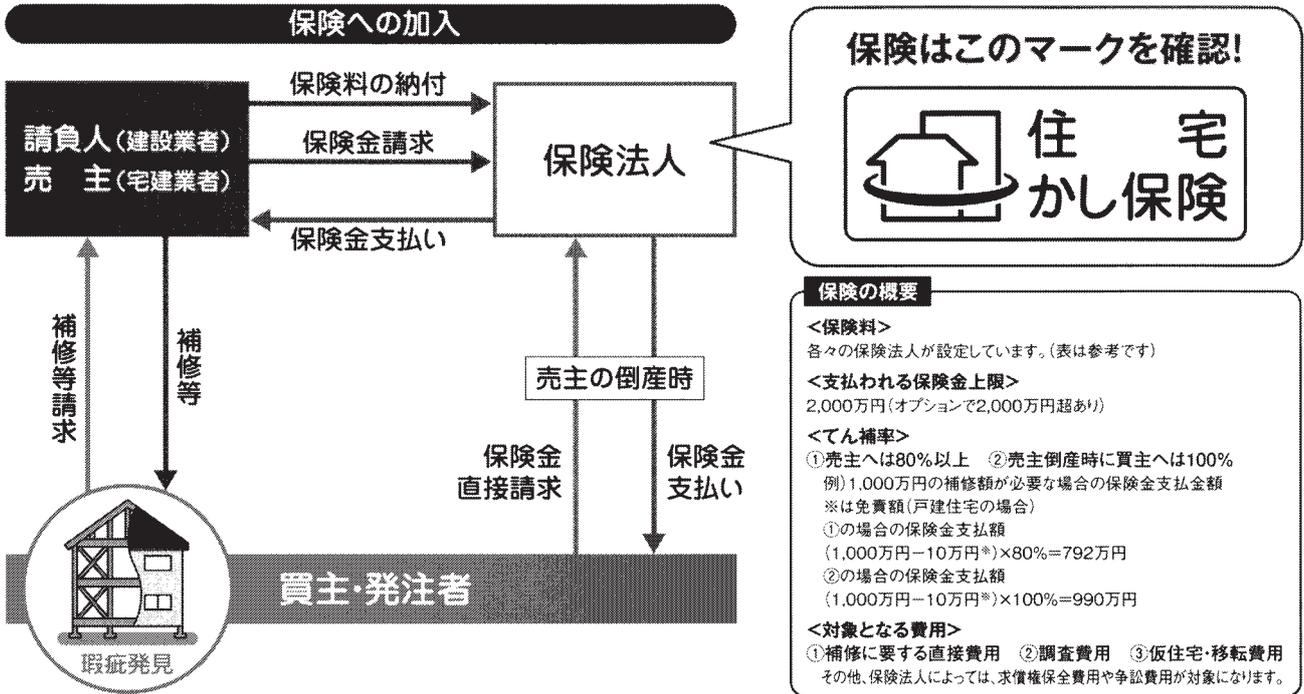
対象の住宅は一戸建て住宅、分譲マンション、賃貸住宅はもちろん、独身寮、寄宿舎、グループホーム、公営住宅、公務員住宅なども含まれます。

● 代表的なケース



●住宅瑕疵担保責任保険は、国土交通省指定の「住宅保険法人」が扱っています。

【保険のしくみ】



【保険法人ごとの保険料(検査料を含む)の例】

一定の要件(戸数や事業者数等)を満たす団体に所属する事業者への割引等のメニューも用意してあります。詳細は、各保険法人にお問い合わせください。

(平成21年7月1日現在)

保険法人名 (50音順)	戸建住宅 (床面積120㎡の場合)		共同住宅 (20戸、4階建て、戸当たり平均面積75㎡)		事業者 届出料 (事業者当たり)
	通常	中小事業者*	通常	中小事業者*	
(株)住宅あんしん保証 ☎03-3516-6333 http://www.j-anshin.co.jp/	¥77,520	¥65,720	¥1,003,050 (戸当たり:50,153)	¥787,050 (戸当たり:39,353)	¥25,200 (新規)
(財)住宅保証機構 ☎03-3584-6631 http://www.how.or.jp/	¥83,000	¥68,740	¥1,035,050 (戸当たり:51,753)	¥879,050 (戸当たり:43,953)	¥9,450 (新規)
(株)日本住宅保証検査機構 ☎03-3635-3655 http://www.jio-kensa.co.jp/	¥75,000	¥68,300	¥1,002,500 (戸当たり:50,125)	¥794,500 (戸当たり:39,725)	¥4,725 (新規)
(株)ハウスジーメン ☎03-5408-8486 http://www.house-gmen.com/	¥88,410	¥80,290	¥1,172,890 (戸当たり:58,645)	¥1,016,090 (戸当たり:50,805)	無し
ハウスプラス住宅保証(株) ☎03-5777-1835 http://www.houseplus.co.jp/	¥70,900	¥61,400	¥930,000 (戸当たり:46,500)	¥776,000 (戸当たり:38,800)	無し

(注)上記保険料は、10年間の保険契約期間に対し一括で支払う金額です。

*資本金3億円以下又は従業員300人以下の法人又は個人

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
[A社負担額]	[助成額]
企業案内の作成経費	
300,000円(※1)	300,000円×1/2=150,000円(※2)
シャワー室の設置経費	
65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料	325,000円×1/2=162,500円(※2)
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※5)×1日履+2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額)	10,000円(※6)×0.5=5,000円 5,000円(※7)×1日履+2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※7)=認定日額の支給対象日数
合 計	
実施経費710,000円 (①+②+③)	助成額355,000円 (※2+④+⑤)

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 </div> 運転技能講習 </div>	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教育機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small>	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small>	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small>
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教育及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教育機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

協 同 組 合

1. 金融事業のご案内

1 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常JVを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけでですので、手続きは簡単。必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。
※事務手数料0.07%～0.15%が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3 制度の特色

- * 早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- * 便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・小林市発注工事については保証人不要です。
小林市発注工事においては、H21年10月1日より保証人が不要になり、県発注の
手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

上記以外にも、ご不明な点等がございましたら、お問合せください。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

『CPDS認定講習』

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり21年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

監理技術者とは

日 程	会 場
平成21年11月18日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市学園木花台
平成22年2月10日（水）	〃

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

(契約26条2項)

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければなりません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが重要です。

* 監理技術者講習、受講者には平成20年度から経審で「6点」の加点となりました。

* CPDS（継続学習）でのユニット数が「2倍」となります。

* 22年度・23年度入札参加資格審査での②「技術者継承雇用状況」でこの受講者には「8」点の加点があります。

大臣認定の更新に係る講習会の取り扱いについて!!

「大臣認定」の更新に係る講習会が技士会の監理技術者講習会でも今回から可能になりました。ふるって参加して下さい。

2. 入札参加資格審査評価においてCPDS（継続学習）制度に「10点」の加点

宮崎県においては、平成22・23年度の「入札参加資格審査基準」が見直され、CPDS（継続学習）制度が今回「10点」の加点を頂けるようになりました。

今回CPDSが採用されることになり喜んでいただいております。

イ) 手続き（個人が対象）

① 個人でCPDS（継続学習）制度に登録すること。

② 登録料 1,300円

変化の激しい時代に適応するには絶えず改革・創造が必要である

この制度は、県技士会や各支部が主催又は共催で開催する講習会や見学会参加や、技士会主催・共催する以外の機関への個人参加、技術論文の発表などを対象として別に定めた様式により認定申請する事により取得単位（ユニット）として認定して累積加算（加算有効期限5年）管理されるシステムです。

施工技術を適正に保つには、継続的学習（CPDS・・・学習経歴）が必要です。

最近の急激な科学技術の進歩により施工法も進歩し、国民の価値観も変わり公共的事業に携わる土木施工管理技士の資格取得後の組織的計画的な継続学習が不可欠です。

ロ) CPDS（継続学習）単位の取得

社団法人全国土木施工管理技士連合会が実施する土木施工管理・CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位に応じて、下欄に掲げる点数を「加算」します。

（申請時には取得ユニット数に関する（社）全国土木施工管理技士連合会の証明を提出）

- ① （社）全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理/CPDS
- ② （社）日本建築士会連合会及び（社）宮崎県建築士会が実施するCPD

登録学習単位合計（総数特数）	点数
100UNIT以上	10点
80UNIT以上～100UNIT未満	8点
40UNIT以上～80UNIT未満	6点
30UNIT以上～40UNIT未満	4点
20UNIT以上～30UNIT未満	2点
20UNIT以下	1点

①は（社）全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書（会社単位）

②は（社）宮崎県建築士が発行する建築士会継続能力実績証明書（会社単位のみ発行）

ハ) 対象となる者

代表者を含む。代表者以外の者に付いては、会社の社会保険（健康保険）への加入など、一定の雇用関係が確認できることが必要です。

二) 対象となる期間

（土木一式CPDS）平成19年10月1日～平成21年9月30日に取得されたユニット。

（建築一式CPD）平成19年4月1日～平成21年3月31日に取得されたユニット。

*CPDS（継続学習）のガイドライン

①CPD評価が新しく加点になりました。

②監理技術者講習の受講者にはユニット数が2倍となります。

変化の激しい時代に適応するには絶えず改革・創造が必要である

建退共

1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間

10月は建設業退職金共済制度加入促進月間となっています。

※5つの特徴 ①国の制度なので安全確実かつ簡単 ②退職金は企業間を通算して計算
③国が掛金の一部を補助 ④掛金は損金扱い ⑤運営費は国が補助



●お問い合わせは

宮崎市橋通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館内 建設業退職金共済宮崎県支部
TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月分)
							冊	件	千円
7月末計		社 3,395	名 47,539	前年度累計		364,848	39,788	22,771,808	110,436,046
加 入		4	76	当 月 分		917	157	135,715	60,658
脱 退		5	200	本 年 度 分		4,004	967	798,475	189,761
8月末計		3,394	47,415	累 計		368,852	40,755	23,570,283	110,625,807

注：掛金収納額は21.7月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（8月分）

1. 適用

(平成21年8月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
364社	3,933人	626人	4,559人

2. 給付

裁定状況

(平成21年8月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	6	3,316,300	55	26,521,600
第2種退職年金	26	3,452,300	143	31,366,400
選択一時金	12	8,089,900	50	33,894,000
脱退一時金	17	3,820,800	139	28,504,700
遺族一時金	0	0	4	2,052,400

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年8月末現在)

信託資産	13,622,418,971 円
合 計	13,622,418,971 円

建 災 防

1. 平成21年度 宮崎県産業安全衛生大会の開催について

企業においては、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図って頂いているところです。

職場における安全を確保し労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）やその結果に基づくリスク低減措置を講じるなど、安全衛生管理活動の充実・強化を図る必要があります。そのため事業者、労働者がそれぞれの役割を果たし、組織が一丸となって取り組むことが重要で、職場において、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々に御参加頂くよう御案内致します。



平成20年度 宮崎県産業安全衛生大会

定着させよう「安全文化」
つみ取る「職場の危険」

トッパが決意
みんながつくる
心の健康・明るい職場

平成21年度 宮崎県
産業安全衛生大会

10/26(月)

13:30~16:30

宮崎市
佐土原総合文化センター
(佐土原駅下車徒歩5分)

■特別講演
「職場・家庭で役立つメンタルヘルスケア」
宮崎障害者職業センター
上野崎古賀職業カレッジ
日高幸徳 氏

■事例発表
「わが社の安全衛生マネジメントシステム」
矢野産業株式会社
日高栄利 氏

主 催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
(社)宮崎労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 / 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部 / 陸上自衛隊造営労働災害防止協会宮崎県支部 / (社)建設機械車両安全技術協会宮崎県支部 / 宮崎産業保健推進センター

後 援 宮崎労働局 / 宮内各労働基準監督署 / 宮崎県 / 宮崎市 / 連合宮崎 / 宮崎県経営者協会 / 宮崎県商工会議所連合会 / 宮崎県商工会連合会 / 宮崎県中小企業団体中央会

2. 宮崎労働局からのお知らせについて

必ずチェック 最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

使用者も、労働者も。



宮崎県最低賃金が改定されました。

629^{時間額}円

発効日：平成21年10月14日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは宮崎労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

 厚生労働省

火 薬 協 会

1. 火薬類の事故発生状況

平成21年火薬類関係事故発生状況

平成21年8月31日現在

項 目		事 故 件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	} 1	0	} 0	0-0	} 0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消 費 中	産 業 火 薬	1	} 15	0	} 0	0-0	} 4-23
	煙 火	13		0		3-23	
	がん具煙火	1		0		1-0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	} 0	0	} 0	0-0	} 0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	} 0	0	} 0	0-0	} 0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	} 0	0	} 0	0-0	} 0-0
	煙 火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産 業 火 薬	1	} 2	0	} 0	0-0	} 0-1
	煙 火	1		0		0-1	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合 計	産 業 火 薬	3	} 18	0	} 0	0-0	} 4-24
	煙 火	14		0		3-24	
	がん具煙火	1		0		1-0	

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

火 薬 事 故 の 概 要

製 造 中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月4日 9:05	群馬県 渋川市	0	0-0	C	ペンスリット（含水产品）を乾燥させていたところ発火し、恒温槽内部が焼損し、実験室の壁面に焦げが生じた。
合 計		1件	0	0-0		

消 費 中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	3月27日 11:40	高知県 四万十川	0	0-0	C	採石場で発破を行ったところ、20m離れた隣地の他社事務所駐車場に飛石が落下し、乗用車3台が破損した。
合 計		1件	0	0-0		

(煙 火)

消 費 中

※その他は、省略

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月25日 21:30	新潟県 新潟市	0	0-1	C	コンサートで演出効果のための煙火を8台用意したが、このうち1台が点火せず、コンサート終了後に点検していたところ点火され、打ち揚がった煙火が女性作業員の顔面に当たり負傷した。
2	6月13日 21:05	広島県 廿日市市	0	0-0	C	煙火の打ち揚げ後、煙火玉（3号玉とみられる）が落下し車両の上に落ちて開発し、大会関係者の車両2台が損傷した。車両は県の定める「安全な距離」110mの内側、打揚筒設置場所から100mの所に駐車されていた。
3	7月19日 20:37	鹿児島県 西之表市	0	0-1	C	3号玉打ち揚げの際に低空開発し、打揚従事者1名が背中に軽い火傷を負った。
4	7月23日 20:00	京都府 京丹後市	0	0-1	C	6連発煙火の点火時に、6本の打揚筒のうち5本が転倒した。うち、2本は復元したものの、3本が転倒したまま燃焼したため、観客に火の粉が当たったもよう。詳細は調査中。

火 薬 類 盗 難 防 止 は 記 帳 と 施 錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	417	5.8%	14,690	38.8%	1,654	6.6%	60,046	7.3%
平成20年度	394	4.5%	10,582	▲14.3%	1,551	1.7%	55,987	11.0%
平成19年度	377	▲23.4%	12,348	▲30.9%	1,525	▲22.0%	50,430	▲26.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

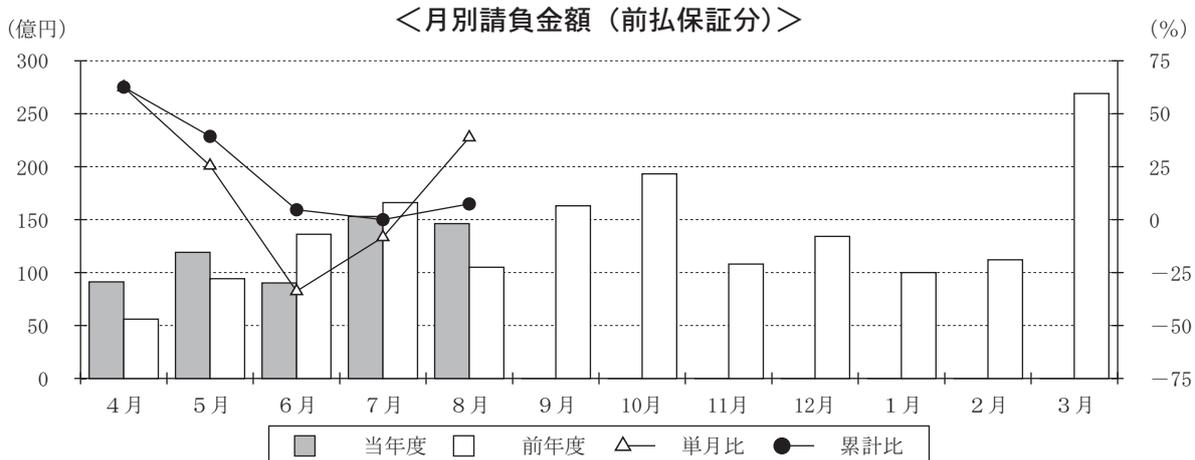
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	41	4,774	28.8%	32.5%	164	19,849	34.9%	33.1%
独立行政法人等	8	2,073	1270.5%	14.1%	28	7,959	▲12.4%	13.2%
県	132	3,093	▲7.8%	21.1%	434	9,760	▲18.0%	16.3%
市 町 村	234	4,732	42.1%	32.2%	1,007	20,168	5.5%	33.6%
そ の 他	2	16	▲57.5%	0.1%	21	2,309	97.1%	3.8%
計	417	14,690	38.8%	100.0%	1,654	60,046	7.3%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	87	2,593	▲4.1%	17.6%	344	14,027	1.5%	23.4%
高 岡	13	322	8.8%	2.2%	71	1,438	▲20.1%	2.4%
西 都	26	510	25.2%	3.5%	89	1,596	64.3%	2.6%
高 鍋	31	2,534	131.8%	17.2%	98	9,573	168.4%	15.9%
日 南	31	999	3.6%	6.8%	110	3,897	▲24.8%	6.5%
串 間	10	67	▲71.9%	0.5%	48	585	▲13.5%	1.0%
都 城	51	1,517	34.6%	10.3%	200	5,730	13.3%	9.5%
小 林	45	1,087	15.7%	7.4%	183	4,660	57.7%	7.8%
日 向	42	892	▲26.1%	6.1%	209	4,845	▲49.7%	8.1%
延 岡	51	3,700	225.6%	25.2%	185	11,246	10.3%	18.7%
西 臼 杵	30	464	0.5%	3.2%	117	2,443	14.3%	4.1%
計	417	14,690	38.8%	100.0%	1,654	60,046	7.3%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度（下期）1～4級建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

下期試験：第7回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第29回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成21年11月10日（火）～11月30日（月）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成21年10月26日（月）～11月30日（月）

試験日 平成22年3月14日（日）

合格発表日 平成22年5月10日（月）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。

【下期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:40~16:10・5題)
	4級 (9:30~11:00・4題)	3級 (12:00~14:00・5題)	2級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）……………	7,200円	1級（2科目）……………	10,300円
1級（3科目）……………	13,300円	2級……………	6,100円
3級……………	5,100円	4級……………	4,100円
2級・3級……………	11,200円	3級・4級……………	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

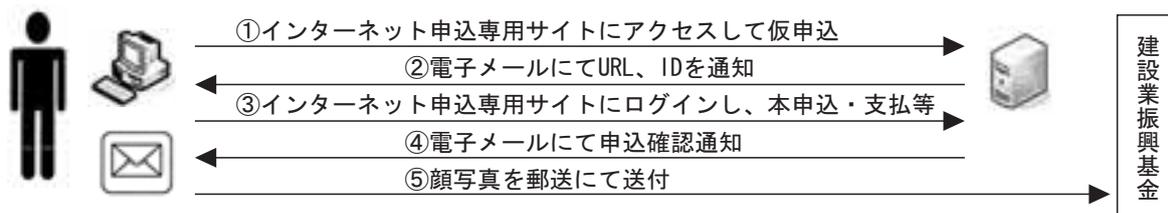
① インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

② 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

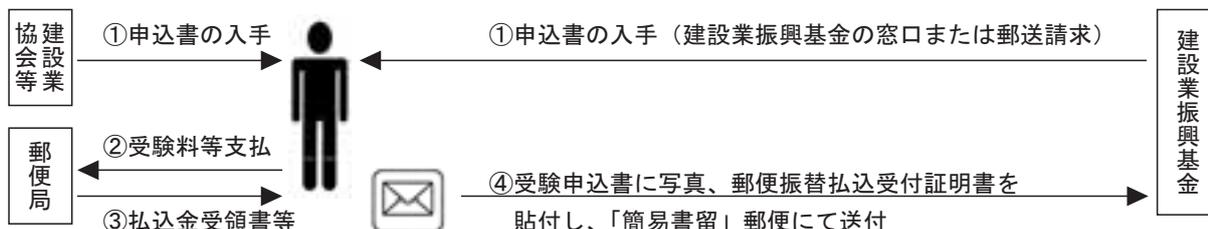
④ インターネットによる申し込みの流れ



● 申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
又は→宮崎県建設業協会HP

⑤ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

● 申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

重要！ 下期試験は申込最終日前日が日曜日のため、営業している郵便局が限られます。お早めにお申し込み下さい。

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

● 配布期間〔下期試験：10月26日～11月30日〕

● 申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

● 取扱期間〔下期試験：10月26日～11月18日（基金到着分迄）〕

● 申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いで送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の経理検定試験または平成20年度特別研修の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは可否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われ る試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理 士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間 に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建 設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

<切り取り線>

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月18日までに当基金必着

— 受験申込書送付依頼書 —

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	_____ 様		
カナ氏名	_____		
電話番号 (日中ご連絡先)	_____	_____	
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 平成21年度下水道用管路資器材研修会（宮崎会場）のご案内

1. 主催：社団法人 日本下水道協会
2. 協賛：下水道用管路資器材製造者団体等
3. 研修案内：

会場都市	期 日	会 場	下水道用資器材名
宮 崎	平成21年 10月29日（木） 9：30～16：45	ウエルシティ宮崎 2階 霧島 宮崎市宮崎駅東1-2-8 TEL 0985-23-3311	ハイセラミック管 ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント 強化プラスチック複合管 可とう性鉄筋コンクリート管（CSパイプ）・ 曲線推進工法用鉄筋コンクリート管（SR推進管） 鋳鉄製ふた レジンコンクリート製マンホール・管

9：00～	受付		
9：30～9：40	開会挨拶		共催支部長 本会本部
9：40～10：40	屋内 耐食性鉄筋コンクリート管（ビックリート管） 可とう性鉄筋コンクリート管（フレブパイプ）		製造者団体 製造者団体
10：45～11：45	屋外 同上		同上
11：50～12：30	昼食・DVD放映		
12：30～13：30	屋内 ボックスカルバート（日本PCボックス） プラスチック製ます・マンホール		製造者団体 製造者団体
13：35～14：35	屋外 同上		同上
14：40～15：40	屋内 耐食性鉄筋コンクリート管（抗菌コンクリート管） 硬質塩化ビニル製管更生材（オメガライナー、SPR）		製造者団体 製造者団体
15：45～16：45	屋外 同上		同上
16：45	閉会		本会本部

4. 参加費：無料
5. （社）全国土木施工管理技士会連合会・継続学習制度（CPDS）学習履歴申請
：当研修会は（社）全国土木施工管理技士会連合会へ学習プログラム登録をしておりますので、CPDS加入者の方は学習履歴申請することが可能です。

会場	登録番号	ユニット
宮崎	40748	6ユニット

※参加申込書のCPDS受講証明欄の「要」に○印をつければ受講証明書を発行します。

6. 申込方法：参加申込書に必要事項を記入し、FAXで申込み下さい。
参加証を発行しますので、当日会場受付へ提示して下さい。
なお、参加申込書は受付名簿の作成以外に用いることはありません。
申込書：下水道協会に問合せ後入手又はHPよりダウンロード
：申込期限
宮崎会場…平成21年10月22日（木）締め切り

：申込書送信先：（有）ハツシバ FAX 03-6801-8087
担当 大橋 TEL 03-5805-2870

7. 問合せ先：（社）日本下水道協会 技術部 規格・検査課
担当 佐藤史夫、野邊鐵也
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2（日本ビル1F） 私書箱74号
TEL 03-5200-0847 FAX 03-5200-0818

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間 実施中!!

「安心支える、大きな力。」

共済団では、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成する建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施しています。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万7千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「安心支える、大きな力。」は、労使双方のセーフティネットである建設共済制度に加入することで得られる安心感をアピールすることにより事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

安心、ひろがる。

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度 建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>